告　示　第２８４号
令和６年３月１１日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央

森林経営管理法に規定する経営管理権集積計画について（公告）

下記森林について、森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供します。

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

鹿Ｒ５集－吉１から５０まで（詳細は別紙のとおり）

２　縦覧場所

(1) 鹿児島市本城町１６９６番地

鹿児島市産業局農林水産部農政総務課吉田農林事務所（吉田支所２階）

(2) 鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市産業局農林水産部生産流通課（みなと大通り別館５階）

(3) 本市のホームページ（http://www.city.kagoshima.lg.jp）

３　その他

本公告により、本市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

（別紙）

経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番		地目	林班・小班	面積(ha)	経営管理権の存続期間		備考
						始期	終期	
鹿Ｒ５集－吉１	鹿児島市西佐多町	3587番地1	山林	051ｲ003	0.08	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3635番地8	山林	064ｻ007ｱ	0.38	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3635番地8	山林	064ｻ007ｳ	0.10	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉２	鹿児島市西佐多町	3598番地1	山林	051ｲ005	0.23	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3517番地	山林	052ｲ011	0.07	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3447番地	山林	052ｶ013	0.08	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉３	鹿児島市西佐多町	3598番地4	山林	051ｲ006	0.05	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉４	鹿児島市西佐多町	3608番地	山林	051ｲ013	0.51	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3619番地	山林	051ｲ018	1.12	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉５	鹿児島市西佐多町	3536番地	山林	051ｴ005ｲ	0.15	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3536番地	山林	051ｴ005ｳ	0.18	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3538番地	山林	051ｴ006ｲ	0.16	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3538番地	山林	051ｴ006ｳ	0.10	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3468番地	山林	052ｴ009	0.02	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3450番地1	山林	052ｶ016	0.04	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3456番地	畑	052ｶ020	0.05	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	2966番地	山林	054ｱ002	1.27	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉６	鹿児島市西佐多町	3510番地	山林	052ｲ002ｲ	0.15	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉７	鹿児島市西佐多町	3372番地	山林	052ｴ001	0.69	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3373番地	山林	052ｴ002ｱ	0.25	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3373番地	山林	052ｴ002ｲ	0.41	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3461番地	山林	052ｴ005	0.08	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉８	鹿児島市西佐多町	3250番地	山林	052ｵ003ｲ	2.25	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉９	鹿児島市西佐多町	3451番地2	山林	052ｴ003	0.04	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3451番地1	山林	052ｶ017	0.19	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉１０	鹿児島市西佐多町	3256番地	山林	052ｵ005	0.05	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3257番地	山林	052ｵ006	0.08	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3245番地	山林	052ｷ003	0.42	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3259番地2	山林	052ｷ006ｱ	0.10	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3234番地3	山林	052ｸ006	0.37	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉１１	鹿児島市西佐多町	3282番地	山林	052ｶ003	0.07	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3016番地	山林	053ｷ012	0.14	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	2924番地1	山林	061ｵ005	0.26	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉１２	鹿児島市西佐多町	3292番地	山林	052ｶ004	0.22	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3454番地	山林	052ｶ019	0.07	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉１３	鹿児島市西佐多町	3247番地	山林	052ｷ005	0.19	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉１４	鹿児島市西佐多町	3240番地	山林	052ｸ011	0.05	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉１５	鹿児島市西佐多町	3176番地3	山林	053ｱ008	0.03	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3175番地	山林	053ｺ017	0.10	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉１６	鹿児島市西佐多町	3203番地	山林	053ｱ017	0.05	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	2887番地	山林	064ｳ001	0.13	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉１７	鹿児島市西佐多町	3158番地1	山林	053ｲ003	0.02	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉１８	鹿児島市西佐多町	3104番地	山林	053ｳ001	1.08	公告の日	2033年3月31日	

鹿R５集－吉１９	鹿児島市西佐多町	3140番地	山林	053ｳ008	0.05	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3141番地	山林	053ｳ009	0.27	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3077番地4	山林	053ｹ016ｱ	0.18	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3036番地1	山林	053ｹ024	0.44	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3037番地2	山林	053ｹ026	0.03	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3039番地1	山林	053ｹ028	0.06	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3040番地	山林	053ｹ029	0.22	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3060番地1	山林	053ｺ013	0.09	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２０	鹿児島市西佐多町	3142番地	山林	053ｳ010	0.56	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２１	鹿児島市西佐多町	3112番地	山林	053ｴ009	0.31	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２２	鹿児島市西佐多町	3088番地3	山林	053ｶ009	0.24	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3045番地	山林	053ｷ028	0.27	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	2909番地5	山林	064ｶ005ｱ	0.43	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２３	鹿児島市西佐多町	3008番地1	山林	053ｷ005	0.32	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3002番地2	山林	053ｹ023	0.42	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２４	鹿児島市西佐多町	3013番地	山林	053ｷ010	0.24	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２５	鹿児島市西佐多町	3015番地	山林	053ｷ011	0.09	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２６	鹿児島市西佐多町	3077番地5	山林	053ｹ017	0.20	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	2924番地2	山林	061ｲ001	0.51	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２７	鹿児島市西佐多町	3017番地	山林	053ｷ013	0.10	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２８	鹿児島市西佐多町	3035番地	山林	053ｹ006ｱ	0.34	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3035番地	山林	053ｹ006ｲ	0.63	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3035番地	山林	053ｹ007	0.21	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉２９	鹿児島市西佐多町	3036番地3	山林	053ｹ008	0.17	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３０	鹿児島市西佐多町	3076番地1	山林	053ｹ012	0.15	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３１	鹿児島市西佐多町	2949番地	山林	054ｲ007	0.06	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	2960番地2	山林	054ｲ009	0.37	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３２	鹿児島市西佐多町	2959番地	山林	054ｳ001ｱ	0.70	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	2959番地	山林	054ｳ001ｲ	0.17	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	2957番地	山林	054ｴ005ｱ	1.20	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３３	鹿児島市西佐多町	2892番地	山林	064ｳ007ｱ	0.14	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３４	鹿児島市西佐多町	2900番地3	山林	064ｵ004	0.54	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３５	鹿児島市西佐多町	2909番地4	山林	064ｶ004ｱ	0.34	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３６	鹿児島市西佐多町	3664番地	山林	064ｷ005	0.08	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３７	鹿児島市西佐多町	3644番地	山林	064ｹ006	0.10	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３８	鹿児島市西佐多町	3681番地1	山林	064ｹ037ｱ	0.23	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3681番地1	山林	064ｹ037ｲ	0.31	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3681番地1	山林	064ｹ037ｳ	0.14	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉３９	鹿児島市西佐多町	3690番地1	山林	064ｹ041	0.03	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉４０	鹿児島市西佐多町	3645番地	山林	064ｹ007	0.06	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉４１	鹿児島市西佐多町	3635番地11	山林	064ｺ004	0.54	公告の日	2033年3月31日	
鹿R５集－吉４２	鹿児島市西佐多町	3012番地	山林	053ｹ001	0.24	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3029番地	山林	053ｹ003	0.09	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3077番地6	山林	053ｹ018	0.80	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3082番地	山林	053ｹ019	0.04	公告の日	2033年3月31日	

鹿Ｒ５集－吉４３	鹿児島市西佐多町	3023番地	山林	053ｷ017	0.04	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3060番地2	山林	053ｺ014	0.08	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉４４	鹿児島市西佐多町	3497番地2	山林	052ｳ004ｱ	0.36	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3497番地3	山林	052ｳ005ｱ	0.15	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3497番地3	山林	052ｳ005ｲ	0.17	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3364番地	山林	052ｶ005	0.07	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3097番地	山林	053ｶ015	0.13	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉４５	鹿児島市西佐多町	2963番地	山林	054ｲ010ｱ	0.16	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	2963番地	山林	054ｲ010ｲ	0.12	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉４６	鹿児島市西佐多町	3088番地1	山林	053ｶ007	0.16	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3088番地2	山林	053ｶ008	0.23	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉４７	鹿児島市西佐多町	3022番地	山林	053ｷ016	0.11	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3041番地	山林	053ｹ030	0.08	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉４８	鹿児島市西佐多町	3249番地	山林	052ｵ002	0.52	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3276番地	山林	052ｵ012	0.27	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉４９	鹿児島市西佐多町	3149番地	山林	053ｳ018	0.11	公告の日	2033年3月31日	
鹿Ｒ５集－吉５０	鹿児島市西佐多町	3158番地2	山林	053ｲ004	0.27	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3159番地	山林	053ｲ006	0.21	公告の日	2033年3月31日	
	鹿児島市西佐多町	3176番地4	山林	053ｺ018	0.04	公告の日	2033年3月31日	

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3587-1	051	ｲ003	山林	0.08	ｽｷﾞ	38	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	3635-8	064	ｻ007ｱ	山林	0.38	ｽｷﾞ	34	同上	同上								
3	西佐多町	3635-8	064	ｻ007ｳ	山林	0.1	ｽｷﾞ	34	同上	同上								
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3598-1	051	ｲ005	山林	0.23	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	35	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3517	052	ｲ011	山林	0.07	ｽｷﾞ	35	同上	同上								
3	西佐多町	3447	052	ｶ013	山林	0.08	ｽｷﾞ	44	同上	同上								
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉3	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3598-4	051	ｲ006	山林	0.05	ｽｷﾞ	45	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉4	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3608	051	ｲ013	山林	0.51	ｽｷﾞ	45	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3619	051	ｲ018	山林	1.12	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	35	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉5	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3536	051	ｴ005ｲ	山林	0.15	ｽｷﾞ	40	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3536	051	ｴ005ｳ	山林	0.18	ｽｷﾞ	45	同上	同上								
3	西佐多町	3538	051	ｴ006ｲ	山林	0.16	ｽｷﾞ	50	同上	同上								
4	西佐多町	3538	051	ｴ006ｳ	山林	0.1	ｽｷﾞ	40	同上	同上								
5	西佐多町	3468	052	ｴ009	山林	0.02	ｽｷﾞ	38	同上	同上								
6	西佐多町	3450-1	052	ｶ016	山林	0.04	ｽｷﾞ	29	同上	同上								
7	西佐多町	3456	052	ｶ020	畑	0.05	ｽｷﾞ	42	同上	同上								
8	西佐多町	2966	054	ｱ002	山林	1.27	ｽｷﾞ	48	同上	同上								
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉6	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3510	052	ｲ002ｲ	山林	0.15	ｽｷﾞ	35	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉7	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3372	052	ｴ001	山林	0.69	ｽｷﾞ	67	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3373	052	ｴ002ｱ	山林	0.25	ｽｷﾞ	40	同上	同上								
3	西佐多町	3373	052	ｴ002ｲ	山林	0.41	ｽｷﾞ	43	同上	同上								
4	西佐多町	3461	052	ｴ005	山林	0.08	ｽｷﾞ	43	同上	同上								
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉8	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3250	052	ｵ003ｲ	山林	2.25	ｽｷﾞ	45	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉9	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3451-2	052	ｴ003	山林	0.04	ｽｷﾞ	36	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3451-1	052	ｶ017	山林	0.19	ｽｷﾞ	48	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3256	052	ｵ005	山林	0.05	ｽｷﾞ	42	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	3257	052	ｵ006	山林	0.08	ｽｷﾞ	38	同上	同上								
3	西佐多町	3245	052	ｷ003	山林	0.42	ｽｷﾞ	42	同上	同上								
4	西佐多町	3259-2	052	ｷ006ｱ	山林	0.1	ｽｷﾞ	50	同上	同上								
5	西佐多町	3234-3	052	ｸ006	山林	0.37	ｽｷﾞ	50	同上	同上								
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3282	052	ｶ003	山林	0.07	ｽｷﾞ	51	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3016	053	ｷ012	山林	0.14	ｽｷﾞ	60	同上	同上								
3	西佐多町	2924-1	061	ｵ005	山林	0.26	ｽｷﾞ	63	同上	同上								
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉12	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3292	052	ｶ004	山林	0.22	ｽｷﾞ	40	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3454	052	ｶ019	山林	0.07	ｽｷﾞ	40	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3247	052	ｷ005	山林	0.19	ｽｷﾞ	40	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉14	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3240	052	ｸ011	山林	0.05	ｽｷﾞ	36	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3176-3	053	ｱ008	山林	0.03	ｽｷﾞ	34	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3175	053	ｺ017	山林	0.1	ｽｷﾞ	90	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉16	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3203	053	ｱ017	山林	0.05	ｽｷﾞ	40	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	2887	064	ｳ001	山林	0.13	ｽｷﾞ	39	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉17	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3158-1	053	ｲ003	山林	0.02	ｽｷﾞ	36	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉18	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3104	053	ｳ001	山林	1.08	ｽｷﾞ	60	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉19	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3140	053	ｳ008	山林	0.05	ｽｷﾞ	60	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3141	053	ｳ009	山林	0.27	ｽｷﾞ	45	同上	同上								
3	西佐多町	3077-4	053	ｹ016ｱ	山林	0.18	ｽｷﾞ	38	同上	同上								
4	西佐多町	3036-1	053	ｹ024	山林	0.44	ｽｷﾞ	55	同上	同上								
5	西佐多町	3037-2	053	ｹ026	山林	0.03	ｽｷﾞ	37	同上	同上								
6	西佐多町	3039-1	053	ｹ028	山林	0.06	ｽｷﾞ	45	同上	同上								
7	西佐多町	3040	053	ｹ029	山林	0.22	ｽｷﾞ	40	同上	同上								
8	西佐多町	3060-1	053	ｺ013	山林	0.09	ｽｷﾞ	45	同上	同上								
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉20	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3142	053	ｳ010	山林	0.56	ｽｷﾞ	48	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉21	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3112	053	ｴ009	山林	0.31	ｽｷﾞ	45	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉22	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3088-3	053	ｶ009	山林	0.24	ｽｷﾞ	29	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	3045	053	ｷ028	山林	0.27	ｽｷﾞ	35	同上	同上								
3	西佐多町	2909-5	064	ｶ005ｱ	山林	0.43	ｽｷﾞ	27	同上	同上								
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉23	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3008-1	053	ｷ005	山林	0.32	ｽｷﾞ	43	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	3002-2	053	ｹ023	山林	0.42	ｽｷﾞ	44	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉24	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3013	053	ヰ010	山林	0.24	ヒノキ	40	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉25	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3015	053	ｷ011	山林	0.09	ｽｷﾞ	35	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉26	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3077-5	053	ｸ017	山林	0.2	ﾋﾉｷ	38	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	2924-2	061	ｲ001	山林	0.51	ｽｷﾞ	40	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉27	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3017	053	ヰ013	山林	0.1	ヒノキ	20	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉28	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3035	053	ｸ0067	山林	0.34	ﾋﾉｷ	38	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3035	053	ｸ006ｲ	山林	0.63	ｽｷﾞ	43	同上	同上								
3	西佐多町	3035	053	ｸ007	山林	0.21	ｽｷﾞ･ﾋﾉｷ	47	同上	同上								
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉29	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3036-3	053	ｸ008	山林	0.17	ｽｷﾞ	61	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉30	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3076-1	053	ｸ012	山林	0.15	ｽｷﾞ	38	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉31	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	2949	054	ｲ007	山林	0.06	ｽｷﾞ	45	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	2960-2	054	ｲ009	山林	0.37	ｽｷﾞ･ﾋﾉｷ	41	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉32	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	2959	054	ｳ0017	山林	0.7	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	36	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	2959	054	ｳ001ｲ	山林	0.17	ｽｷﾞ	46	同上	同上								
3	西佐多町	2957	054	ｴ0057	山林	1.2	ｽｷﾞ	38	同上	同上								
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉33	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	2892	064	ｳ0077	山林	0.14	ｽｷﾞ	39	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉34	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	2900-3	064	ｵ004	山林	0.54	ｽｷﾞ	40	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉35	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	2909-4	064	ｶ0047	山林	0.34	ｽｷﾞ	24	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉36	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3664	064	ｷ005	山林	0.08	ｽｷﾞ	31	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉37	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3644	064	ｸ006	山林	0.1	ｽｷﾞ	44	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉38	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3681-1	064	ｸ037ｱ	山林	0.23	ｽｷﾞ	33	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3681-1	064	ｸ037ｲ	山林	0.31	ﾋﾉｷ	33	同上	同上								
3	西佐多町	3681-1	064	ｸ037ｳ	山林	0.14	ｽｷﾞ	36	同上	同上								
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉39	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3690-1	064	ｸ041	山林	0.03	ｽｷﾞ	43	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉40	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3645	064	ｸ007	山林	0.06	ｽｷﾞ	36	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉41	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3635-11	064	ｺ004	山林	0.54	ｽｷﾞ	44	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉42	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3012	053	ｸ001	山林	0.24	ｽｷﾞ	68	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3029	053	ｸ003	山林	0.09	ｽｷﾞ	40	同上	同上								
3	西佐多町	3077-6	053	ｸ018	山林	0.8	ｽｷﾞ	48	同上	同上								
4	西佐多町	3082	053	ｸ019	山林	0.04	ｽｷﾞ	47	同上	同上								
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉43	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3023	053	ｷ017	山林	0.04	ｽｷﾞ	65	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	3060-2	053	ｺ014	山林	0.08	ｽｷﾞ	40	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉44	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3497-2	052	ｳ004ｱ	山林	0.36	ｽｷﾞ	42	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	3497-3	052	ｳ005ｱ	山林	0.15	ｽｷﾞ	36	同上	同上								
3	西佐多町	3497-3	052	ｳ005ｲ	山林	0.17	ｽｷﾞ	60	同上	同上								
4	西佐多町	3364	052	ｶ005	山林	0.07	ｽｷﾞ	43	同上	同上								
5	西佐多町	3097	053	ｶ015	山林	0.13	ｽｷﾞ	48	同上	同上								
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉45	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	2963	054	イ0107	山林	0.16	ｽｷﾞ	70	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照	[redacted]				
2	西佐多町	2963	054	イ010イ	山林	0.12	ｽｷﾞ	60	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉46	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3088-1	053	ｶ007	山林	0.16	ｽｷﾞ	54	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3088-2	053	ｶ008	山林	0.23	ｽｷﾞ	57	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉47	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3022	053	ｷ016	山林	0.11	ｽｷﾞ	65	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3041	053	ｹ030	山林	0.08	ｽｷﾞ	40	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉48	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3249	052	ｵ002	山林	0.52	ｽｷﾞ	57	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3276	052	ｵ012	山林	0.27	ｽｷﾞ	57	同上	同上								
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉49	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3149	053	ｳ018	山林	0.11	ｽｷﾞ	58	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	鹿R5集-吉50	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）　鹿児島市長　下鶴　隆央	（所在地）　鹿児島市山下町１１番１号
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	西佐多町	3158-2	053	ｲ004	山林	0.27	ｽｷﾞ	65	公告の日から	2033.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照					
2	西佐多町	3159	053	ｲ006	山林	0.21	ｽｷﾞ	53	同上	同上								
3	西佐多町	3176-4	053	ｺ018	山林	0.04	ｽｷﾞ	48	同上	同上								
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所（同上）　鹿児島市長　下鶴　隆央　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所（同上）　[redacted]

２　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費（各経費に関して補助金がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合は経費から補助金を差し引いた額。以下、同じ）を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（２）受託者の義務

①　経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

②　経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(９）、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、(９)、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）、(９)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

①　気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

②　乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③　乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

＜経営管理実施権が設定される場合＞
○　経営管理実施権者が利用間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
○　経営管理実施権者は利用間伐の実施に当たって、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　経営管理実施権者は火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行うものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
○　乙は、存続期間中に間伐等を１回実施するものとする。なお、実施にあたっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き(平成24年２月)鹿児島県環境林務部」の記載内容に留意して実施するものとする。
○　乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

＜経営管理実施権が設定される場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

（２．木材の販売収益の額の算定方法）
○　利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

（３．伐採等に要する経費の算定方法）
○　乙が算定する利用間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した経費の見積額に記載した木材生産単価に実際の木材生産量を掛けて算出した額と実際に運材に要した経費の合計とする。
○　乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、実際に木材の販売に要した経費の額とする。
○　乙が算定する森林保険の保険料については、森林保険を付保する期間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した見積額とする。

（４．留意事項）
○　経営管理実施権者が経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。

＜経営管理実施権が設定されない場合＞
（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）
○　経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。

（２．留意事項）
○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添３　甲にＤを支払うべき時期、相手方及び方法

（経営管理実施権が設定されない場合）
＜時期・相手方及び方法＞
○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

（経営管理実施権が設定される場合）
＜時期＞
○　経営管理実施権者から甲に対するＤの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

＜相手方及び方法＞
○　次の支払先に支払うものとする。
（支払先）　甲の指定する口座